

広島県告示第二百七十二号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港豊島漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

豊島漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港豊島漁港放置等禁止区域

1 豊島西地区（その一）

（一）区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

（二）点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市豊浜町の国土地理院三等三角点「豊島」（北緯三四度一〇分二七秒〇〇八四、東経一三二度四六分四八秒五六二五、標高三〇〇・三五メートル）

- 基点一 基準点から二一九度四五分一七秒の方向一、二三二・二五メートルの点
- 基点二 基点一から二五六度四四分三〇秒の方向八・一五メートルの点
- 基点三 基点二から三二四度二五分二一秒の方向一六・〇六メートルの点
- 基点四 基点三から三四〇度五五分〇五秒の方向二五・五一メートルの点
- 基点五 基点四から二八度三二分五八秒の方向四五・五六メートルの点
- 基点六 基点五から六四度一七分五五秒の方向八・八五メートルの点

2 豊島西地区（その二）

（一）区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

（二）点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

- 基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「尾久比島」（北緯三四度〇九分二二秒九一五二、東経一三二度四六分〇七秒五一七九、標高七九・二八メートル）
- 基点一 基準点から一度一〇分〇三秒の方向一、二三五・二メートルの点
- 基点二 基点一から二七四度三六分二一秒の方向一一・三三メートルの点
- 基点三 基点二から三二三度一七分五一秒の方向三四・七六メートルの点
- 基点四 基点三から九〇度一六分四〇秒の方向五〇・〇二メートルの点

3 山崎漁港地区

（一）区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「松ノ窪」 (北緯三四度一分〇〇秒八八三〇、東経一三二度四七分〇四秒八一五五、標高一七六・六八メートル)
基点一 基準点から七七度三七分五八秒の方向六五三・八七メートルの点
基点二 基点一から五七度三二分五六秒の方向七九・二五メートルの点
基点三 基点二から一三三度〇五分一五秒の方向二四七・四五メートルの点
基点四 基点三から一三一度四〇分五〇秒の方向九二・四四メートルの点
基点五 基点四から一五三度三四分一八秒の方向五五・二二メートルの点
基点六 基点五から二二〇度五四分一八秒の方向五一・二四メートルの点

4 小野浦漁港豊島栈橋地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び基点八から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「松ノ窪」 (北緯三四度一分〇〇秒八八三〇、東経一三二度四七分〇四秒八一五五、標高一七六・六八メートル)
基点一 基準点から一一〇度五八分二九秒の方向一、二八四・七六メートルの点
基点二 基点一から六八度五四分一〇秒の方向四五・〇一メートルの点
基点三 基点二から一五〇度三八分五六秒の方向一八九・四五メートルの点
基点四 基点三から一五六度四五分三九秒の方向一六九・六〇メートルの点
基点五 基点四から一五八度一六分四〇秒の方向一四八・五四メートルの点
基点六 基点五から二四七度四〇分五一秒の方向二四・三〇メートルの点
基点七 基点六から三四一度四四分二六秒の方向三・四〇メートルの点
基点八 基点七から二四八度四二分一二秒の方向一七・二四メートルの点

5 小野浦漁港小野浦地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点一二までの各点を順次結んだ線及び基点一二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「猪尻」 (北緯三四度一分一二秒七〇五六、東経一三二度四八分二五秒八八五二、標高一五一・五八メートル)
基点一 基準点から三〇九度二六分〇五秒の方向八六一・三九メートルの点
基点二 基点一から六九度一六分三〇秒の方向三五・九八メートルの点
基点三 基点二から一五六度二三分五八秒の方向四九・〇四メートルの点

6

内浦漁港金崎地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「猪尻」（北緯三四度一〇分一二秒七〇五六、東経一三二度四八分二五秒八八五二、標高一五一・五八メートル）

- 基点一 基準点から二八二度〇九分二七秒の方向八六六・二九メートルの点
- 基点二 基点一から一一〇度〇八分二六秒の方向八六・七八メートルの点
- 基点三 基点二から二二〇度二分〇六秒の方向一〇九・三五メートルの点
- 基点四 基点三から二七五度四五分〇〇秒の方向四二・一七メートルの点

7

内浦漁港寺迫地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「猪尻」（北緯三四度一〇分一二秒七〇五六、東経一三二度四八分二五秒八八五二、標高一五一・五八メートル）

- 基点一 基準点から二六六度三五分五七秒の方向九八六・三八メートルの点
- 基点二 基点一から二〇七度三九分二四秒の方向六一・七六メートルの点
- 基点三 基点二から二六九度四七分四九秒の方向二一・七九メートルの点

8

内浦漁港恵比須橋地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「猪尻」（北緯三四度一〇分一二秒七

○五六、東経一三二度四八分二五秒八八五二、標高一五一・五八メートル)

- 基点一 基準点から二六三度三七分四五秒の方向一、〇六〇・九六メートルの点
- 基点二 基点一から九〇度〇六分三八秒の方向四四・六九メートルの点
- 基点三 基点二から一七八度一六分一〇秒の方向一一・四三メートルの点
- 基点四 基点三から二五三度三八分二三秒の方向三七・八一メートルの点
- 基点五 基点四から二六六度〇三分四四秒の方向一四・四四メートルの点

9 内浦漁港下堀地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「猪尻」(北緯三四度一〇分一二秒七〇五六、東経一三二度四八分二五秒八八五二、標高一五一・五八メートル)

- 基点一 基準点から二六一度五〇分五五秒の方向一、〇七〇・七〇メートルの点
- 基点二 基点一から一五五度〇〇分〇四秒の方向五〇・三六メートルの点
- 基点三 基点二から二一六度一五分〇五秒の方向八三・四五メートルの点
- 基点四 基点三から二五六度二一分二秒の方向一〇・二六メートルの点
- 基点五 基点四から二九九度三三分二秒の方向三七・〇九メートルの点

10 斎島港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊浜町の国土地理院二等三角点「斎島」(北緯三四度〇七分〇二秒六八五四、東経一三二度四七分二四秒三七六八、標高八九・一七メートル)

- 基点一 基準点から二七度一四分一秒の方向四六二・七五メートルの点
- 基点二 基点一から一三〇度〇三分〇二秒の方向九七・四三メートルの点
- 基点三 基点二から一四〇度三九分五二秒の方向八四・三一メートルの点
- 基点四 基点三から一六二度二五分一九秒の方向二〇・六〇メートルの点
- 基点五 基点四から一四〇度〇〇分二〇秒の方向三四・〇七メートルの点

11 立花漁港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び基点八から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「猪尻」(北緯三四度一〇分一二秒七

○五六、東経一三二度四八分二五秒八八五二、標高一五一・五八メートル)

- 基点一 基準点から三五六度四六分五三秒の方向六八〇・〇七メートルの点
- 基点二 基点一から二九〇度〇四分二六秒の方向一四・三九メートルの点
- 基点三 基点二から三三七度〇六分三五秒の方向一八・九九メートルの点
- 基点四 基点三から三五三度五七分〇四秒の方向五五・二〇メートルの点
- 基点五 基点四から一五度五二分四六秒の方向三二・四一メートルの点
- 基点六 基点五から七度五九分二六秒の方向六七・九九メートルの点
- 基点七 基点六から七七度二七分一秒の方向四一・三二メートルの点
- 基点八 基点七から一一五度三九分五九秒の方向六四・二七メートルの点

12 大浜漁港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点一〇までの各点を順次結んだ線及び基点一〇から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊浜町の国土地理院四等三角点「野賀」(北緯三四度〇九分三一秒七五九六、東経一三二度四八分一二秒四〇三七、標高八六・三八メートル)

- 基点一 基準点から二九度五〇分一〇秒の方向五〇六・〇八メートルの点
- 基点二 基点一から三二四度〇五分五一秒の方向九・五六メートルの点
- 基点三 基点二から三四八度三七分五三秒の方向一〇・六〇メートルの点
- 基点四 基点三から一度四一分一四秒の方向五六・一六メートルの点
- 基点五 基点四から二八九度二七分〇五秒の方向七・一八メートルの点
- 基点六 基点五から一八四度三七分一秒の方向六・七五メートルの点
- 基点七 基点六から二八六度二九分二五秒の方向三二・二一メートルの点
- 基点八 基点七から三四三度五六分二一秒の方向六六・八七メートルの点
- 基点九 基点八から三二三度五五分五八秒の方向五六・五四メートルの点
- 基点一〇 基点九から三八度四二分四一秒の方向二四・七四メートルの点

13 沖友地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市豊町の国土地理院四等三角点「比良」(北緯三四度〇九分三五秒八〇六一、東経一三二度四九分五九秒六八四六、標高一四五・七三メートル)

- 基点一 基準点から八七度一八分二七秒の方向七〇七・六四メートルの点
- 基点二 基点一から一六六度四五分三六秒の方向八・八五メートルの点
- 基点三 基点二から二一九度一九分二三秒の方向二一・二三メートルの点

基点四 基点三から二三二度一五分二九秒の方向三六・九一メートルの点
基点五 基点四から二六六度〇六分五五秒の方向三二・九四メートルの点
基点六 基点五から三二一度五一分一七秒の方向四・七〇メートルの点
基点七 基点六から二三〇度二五分〇五秒の方向四五・八七メートルの点

二 第二種漁港豊島漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物